四　基準日後病床機能（法第三十条の十三第一項第四号に規定する基準日後病床機能をいう。以下同じ。）	（略）	（略）
五　（略）	（略）	（略）
六　構造設備等 イ　同一敷地内又は隣接する敷地内の施設・事業所等 ロ　入院対応等が可能な診療科目 ハ　手術等を実施する建物における建築時期 ニ　建物の構造 ホ　手術室数 ヘ　都道府県が指定する災害拠点病院、へき地医療拠点病院、周産期母子医療センター及び小児救命救急センター・地域小児救命救急センターのいずれかである場合には、その旨 ト　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の三の規定により都道府県と締結された医療措置協定の内容 チ　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二の規定に基づく臨床研修の実施状況 リ　専門研修の実施状況	病院又は診療所（ハにあっては病棟及び病院又は診療所、ニにあっては病棟）	構造設備及び人員の配置その他必要な事項
	ファイル等に記録する方法	

項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）等

二　基準日後病床機能（法第三十条の十三第一項第二号に規定する基準日後病床機能をいう。以下同じ。）	（略）	（略）
二の二　（略）	（略）	（新設）
等に記録する方法」という。）	（略）	（新設）